

余市町空家住宅除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存する空家住宅の除却を促進し、もって生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを図るため、当該空家等住宅の除却及び石綿含有建材調査に要する費用の一部を補助する余市町空家住宅除却費補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (2) 不良な住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (3) 特定空家等の判定 余市町特定空家等判定基準に基づき判定された場合において、特定空家等と認められる状態のものをいう。
- (4) 不良な住宅の判定 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第5項の規定による不良な住宅の判定をいう。
- (5) 空家住宅 特定空家等又は不良な住宅と判定された概ね1年以上居住者がいない空家状態の住宅をいう。
- (6) 除却施工者 町内に本支店を有する業者及び町内に住所を有する個人事業者で、除却工事に係る次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく北海道知事の解体工事業者登録をしている者
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者
- (7) 除却 建築物、工作物を解体し、撤去することをいう。
- (8) 除却工事 空家住宅を除却する工事をいう。
- (9) 対象者 この要綱による補助金の交付を受けて除却工事を行おうとする者（法人、国、地方公共団体、独立行政法人を除く。）で、次のア又はイに該当し、かつ、ウ及びエのいずれにも該当する者をいう。
 - ア 空家住宅の所有者
 - (ア) 登記簿又は家屋課税台帳のいずれかに記載のある者

(イ) 当該住宅が区分所有である場合は管理組合又はそのすべての区分所有者

(ウ) 当該住宅の所有者が複数である場合はそのすべての所有者

イ アが死亡している場合は、アの相続人（アの相続人が複数人いる場合はその相続人全員の同意が必要）

ウ 町税を滞納していない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助の対象）

第3条 補助の対象とする空家住宅は、次に掲げるすべての要件を満たす町内に存する空家住宅とする。

(1) 専用住宅又は併用住宅であること。ただし、補助の対象とする部分は、登記簿又は家屋課税台帳に記載のある部分とし、併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助の対象部分とする。

(2) 所有権以外の権利が設定されていない、又は設定されているすべての権利権者の同意書を、町長に提出できる住宅であること。ただし、特定空家等については、この限りでない。

(3) 故意に破損させた住宅でないこと。

(4) この要綱による補助以外の他の建築物の除却に関する補助を受けていない住宅であること。

（補助対象工事）

第4条 補助の対象とする工事は、次に掲げるすべての要件を満たす除却工事とする。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(1) 除却施工者が施工する工事であること。

(2) 空家住宅及びそれに附属する門扉等の工作物等のすべてを除却し、更地とする工事であること。

(3) 区分所有建築物の場合は、同一敷地内で対象者が所有する部分のすべてを除却する工事であること。

（石綿含有建材調査）

第5条 補助の対象とする石綿含有建材調査は、前条の補助対象となった空家住宅の除却工事に先立ち実施する石綿含有建材調査とする。

（補助金の額）

第6条 町長は、対象者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 空家住宅の除却に要する補助金の額は、空家住宅1戸当たり、次に掲げる額の

うち、最も低い額とする。ただし、現況の床面積が登記簿又は家屋課税台帳に記載のある床面積より大きい場合は、面積按分し、補助金を算出するものとする。

(1) 空家住宅の住宅部分の除却工事費の2分の1以内の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 国土交通大臣が定める標準除却費のうち、除却工事費に10分の8を乗じて得た額の2分の1以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

(3) 50万円

3 石綿含有建材の有無についての事前調査に要する補助金の額は、空家住宅1棟当たり、次に掲げる額のうち、最も低い額とする。

(1) 石綿含有建材の有無についての事前調査費の2分の1以内の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 20万円

(建築物の調査、確認)

第7条 対象者は、補助金の交付申請をしようとするときは、あらかじめ、建築物調査申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 現状の住宅の平面図

2 町長は、建築物調査申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、空家住宅の判定をし、その結果を建築物調査結果通知書（第2号様式）により、対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により確認を受けた対象者が補助金の交付申請をするときは、遅くとも、除却工事を行う日の属する年度の1月10日（当該期日が余市町の休日を定める条例（平成2年余市町条例第10号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日をもってその期日とする。）までに、補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 空家住宅の写真

(2) 建物の全部事項証明書（建物の表題登記がされていない場合は、固定資産税評価証明書）

(3) 相続人であることを確認することができる書類（所有者が死亡している場合に限る。）

- (4) 除却工事の見積書
- (5) 石綿含有建材調査の見積書
- (6) 除却工事の工程表
- (7) 第2条第6号ア又はイのいずれかに該当することを証するもの
- (8) 納税証明書
- (9) 暴力団員でない旨の誓約書（第4号様式）
- (10) 建築物調査結果通知書の写し
- (11) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書（第5号様式）又は補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（除却工事の着手）

第10条 補助金交付決定通知書を受けた者は、速やかに除却工事の契約をし、工期を定め、着手届出書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事請負契約書の写し
- (2) 石綿含有建材調査委託契約書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 除却工事は、前条の補助金交付決定通知書を受ける前に、着手してはならない。

（除却工事の変更又は取止め）

第11条 補助金の交付決定を受けた者が、その決定の通知を受けた後、除却工事の内容若しくは工事費等を変更し、又は除却工事を取り止めようとするときは、あらかじめ、変更・取止め申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の見積書（除却工事費が変更となる場合に限る。）
- (2) 石綿含有建材調査の見積書（石綿含有建材調査費が変更となる場合に限る。）
- (3) 変更内容を審査できる図面及び写真（変更する場合に限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、変更・取止め申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を、変更・取止め承認通知書（第9号様式）又は変更・取止め不承認通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（完了報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、除却工事を完了したときは、完了実績

報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 石綿含有建材の有無についての事前調査結果報告書の写し
- (2) 除却工事の内容が確認できる写真
- (3) 除却工事請負契約書の写し（除却工事費が変更となる場合に限る。）
- (4) 石綿含有建材調査委託契約書の写し（石綿含有建材調査費が変更となる場合に限る。）
- (5) 工事代金の領収書の写し又はそれに代わる証明書
- (6) 補助金交付決定通知書または変更・取止め承認通知書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の完了実績報告書は除却工事が完了した日の属する年度（以下「完了年度」という。）の1月31日（当該期日が休日に当たるときは、休日の翌日をもってその期日とする。）までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助指令書（補助金額確定通知書）（第12号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 町長は、審査及び調査の結果、適当でないと認めたときは、施行者に対し必要な是正措置を命じ、当該措置がなされたことを確認した後、交付する補助金の額を確定し、補助指令書（補助金額確定通知書）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助指令書（補助金額確定通知書）を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第13号様式）により、町長に請求しなければならない。

2 請求書は完了年度の2月末日（当該期日が休日に当たるときは、休日の翌日をもってその期日とする。）までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。

- (2) この要綱に規定する期日までに書類が提出されなかったとき。
- (3) 期間内に除却工事が完了しないことが明らかとなったとき。
- (4) 町が行う調査に協力しないとき。
- (5) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、補助金の交付を受けた者に対して、交付決定の取消し・補助金の返還通知書（第14号様式）によりその旨を通知するものとする。

（関係書類の整備）

第17条 補助金の交付を受けた者は、除却工事に関する書類を、完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（調査への協力）

第18条 この要綱の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、町が行う調査に協力しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金についての第15条に規定する交付決定の取消し及び返還に関する規定は、なお従前の例による。

附 則（平成30年余市町告示第4号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降提出される建築物調査申請書に係る補助金について適用する。

附 則（平成31年余市町告示第19号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年余市町告示第29号）

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則（令和4年余市町告示第14号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年余市町告示第30-1号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年余市町告示第11-2号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。